

政府調達に関する協定の基準額の改正について

政府調達に関する協定の基準額が改正され、平成26年度及び27年度に締結する調達契約について、下記の基準額を適用することとなりました。

記

- 1 政府調達協定の適用基準額は、次のとおりです。

区 分	平成26・27年度	(参考) 平成24・25年度
物品等の調達契約	2,700万円	2,500万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	20億2,000万円	19億4,000万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億円	1億9,000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	2,700万円	2,500万円

- 2 **平成26・27年度の適用基準額は**、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に締結される調達契約について適用されます。

- 3 予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、政府調達協定の適用を受けることとなります。